

令和2年度 外資系企業誘致に関する茨城県の支援制度について（情報提供）

海外の優れた人材や技術を本県に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、茨城県では、以下の支援制度の下、外資系企業の誘致促進に取り組んでおります。各支援制度の要件等につきましては、下記問合せ先までお願いいたします。

**1 外資系企業等の県内招へい事業 → 当面の間 Web 商談会**

大学・研究機関・地元企業等とのマッチングなどを通じた投資環境の理解促進

**2 共同研究トライアル補助 【上限 200 万円】**

対象：新規に、県内の大学、研究所、企業等と共同で研究開発を行う県内進出有望外資系企業等

詳細	補助額
県内進出有望外資系企業等が県内の大学、研究所、企業等と共同で行う研究開発に係る人件費、外注費、消耗品費等	上限 200 万円

**3 スタートアップビザ制度 【最長1年間の在留資格】**

対象：県内での起業準備のため、日本に在留したい外国人

詳細
企業準備のため、最長1年間の在留資格「特定活動」で日本に滞在が可能（一定の条件があります）

**4 事業拠点設立補助 【最大 640 万円】**

対象：県内で新規に事務所等を設立する外資系企業等

区分	詳細	補助率（額）
設立経費	・ 法人設立等の際の市場調査経費 ・ 法人設立等の際の各種届出経費 ・ 在留資格取得経費 ・ 上記に係る通訳・翻訳経費	2分の1以内 (200万円以内)
賃料	賃借開始日から12か月以内の賃料	2分の1以内 (240万円以内)
研究開発費	研究開発に係る人件費、外注費、消耗品費、減価償却費等	4分の1以内 (200万円以内)

対象となる外資系企業等の要件（1～3のいずれかに該当する企業）

1. 外資系企業：我が国の法令に基づいて設立された法人であって、外国企業により所有される株式の数又は出資の金額が、総額の3分の1を超える企業。
2. 外資系企業に準じる企業：外資系企業により、発行済株式の総数を保有される企業又は全額出資される企業。
3. 外国企業： 外国の法令に基づいて設立された法人。